

2023年11月7日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

(開示事項の経過) リ・ジェネレーション株式会社による当社役員に対する  
職務執行停止の仮処分命令の申立ての却下決定に関するお知らせ

当社は、2023年7月21日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主総会決議取消訴訟の提起及び当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」及び同月26日付け「(開示事項の経過) リ・ジェネレーション株式会社による当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社(以下「リ・ジェネレーション」といいます。)より、当社が2023年6月29日に開催した第62期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の決議取消訴訟(以下「本件総会決議取消訴訟」といいます。)の提起と併せて当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令事件の申立て(以下「本申立て」といいます。)を受けておりましたが、本申立てにつき、2023年10月31日に、東京地方裁判所は、これを却下する旨の決定(以下「本却下決定」といいます。)を行い、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 本却下決定を行った裁判所 | 東京地方裁判所     |
| (2) 本却下決定があった年月日 | 2023年10月31日 |

## 2. 本申立ての原因及び本申立てに至った経緯

2023年6月29日付け「第62期定時株主総会における報告及び決議の結果に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社が開催した本定時株主総会において、当社が上程した各議案(「剰余金の処分の件」「取締役8名選任の件」「監査役1名選任の件」「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件」)については、いずれも大多数の株主の皆様の賛成をもって原案どおり承認可決されておりました。また、本定時株主総会においては、リ・ジェネレーションより提案を受けた議案である「取締役4名選任の件」も上程されておりましたが、いずれの候補者についても、圧倒的多数の株主の皆様の反対により否決されておりました。

しかしながら、リ・ジェネレーションは、上記のような株主の皆様のご意思が表明されたにもかかわらず、本件総会決議取消訴訟を提起したのみならず、本件総会決議取消訴訟と同様の主張を行って、上記の大多数の株主の皆様にご賛成いただいた当社の取締役選任決議に取消事由があるとして、これを被保全権利として本申立てを行っていたものです。

### 3. 本申立てを提起した者

名称 リ・ジェネレーション株式会社  
所在地 東京都港区芝五丁目 13-13  
代表者 代表取締役 尾端 友成

### 4. 本申立ての趣旨

(1) 当社において、長堀慶太は取締役兼代表取締役の職務を、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸也及び洲桃麻由子は取締役の各職務を、佐藤亮輔は監査役の職務を、それぞれ執行してはならない

(2) 当社は、長堀慶太に取締役兼代表取締役の職務を、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸也及び洲桃麻由子に取締役の各職務を、佐藤亮輔に監査役の職務を、それぞれ執行させてはならない

(3) 上記職務執行停止の期間中、代表取締役、取締役及び監査役の各職務を行わせるため、裁判所が選任する者を職務執行者に選任する

(4) 申立費用は当社及び上記各役員らの負担とする  
との判決を求める。

### 5. 本却下決定の内容

- (1) 債権者〔リ・ジェネレーション〕の申立てをいずれも却下する。
- (2) 申立費用は債権者〔リ・ジェネレーション〕の負担とする。

### 6. 当社の対応方針等

本却下決定は、当社役員が当社の役員地位にあることによって、当社に「『著しい損害又は急迫の危険』が生じるとはいえない」ことから、保全の必要性が認められないと判断し、リ・ジェネレーションの申立てを却下したのですが、その前提として、①当社役員の経営能力の欠如によって、当社の経営状態が悪化しているとは認められないこと、②当社役員は、リ・ジェネレーションが2023年4月12日付けで行った同年3月31日現在の当社の株主名簿の閲覧謄写請求を違法に拒否していたとは認められないこと、③当社は、本定時株主総会の招集通知において、会社提案（第1号議案乃至第4号議案）とともに株主提案（第5号議案）を記載していたことが認められ、招集通知を受けた株主の皆様は株主提案（第5号議案）の内容を当社の意見とは区別して認識することが可能であったし、当社が招集通知の補足資料として株主の皆様へ送付した2023年6月7日付け「第62期定時株主総会招集ご通知補足説明資料」の記載によって、実際に本定時株主総会において正常な議決権行使が妨げられたことが具体的に疎明されているとはいえないこと等を認定判断するものです。このように、本却下決定は、当社の主張を全面的に認めるものです。なお、本却下決定が当社の業績に与える影響等はございません。

今後、リ・ジェネレーションから、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もあり、また、本案訴訟として提起されている本件総会決議取消訴訟につきましては、現在も裁判が継続中ですので、今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上